

平成 27 年度 建設工事における入札制度について

本市の入札制度につきましては、これまでも、様々な改善に取り組んで参りましたが、その透明性、競争性及び公平性のより一層の向上を図ることを目的とし、入札契約の手続きを、次のとおり見直します。

1. 年間受注件数制限及び同日落札数制限(取りぬけ)を継続します

平成 22 年度から試行した年間受注件数制限及び同日落札数制限(取りぬけ)について、引き続き実施します。

1 年間受注件数制限の運用基準

年間受注件数制限については、入札契約課で発注する土木一式工事(下水道工事含む。)に係る A 級の対象案件とし、年間 5 件までとする。

- (1) 年間受注件数の適用期間は、当該年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとし、契約日により判断する。
- (2) 共同企業体による工事については、各構成員全てに 1 工事につき 1 件を加えるものとする。
- (3) 随意契約工事(不落随契除く。)、災害復旧工事及び除雪支援策の対象工事は含まないものとする。

<一般競争入札の場合>

- ① 入札参加資格確認申請から入札参加資格確認通知までの間に、年間受注件数の制限を超えた者は、「参加資格なし」として確認通知書を発行する。
- ② 入札参加資格確認通知から開札までの間に、年間受注件数の制限を超えた者は、「資格取消し」とする。
- ③ 開札時点で、年間受注件数の制限を超えている者の行った入札は「無効」とする。
- ④ 落札決定後、契約の締結までの間に年間受注件数の制限を超えていることが判明した場合は、その者の行った入札を無効とし、落札決定を取消す。この場合、次順位の落札候補者を落札者に決定する。

2 同日落札数制限(取りぬけ)の運用基準

同日落札数制限については、同一日に開札する次に掲げる対象案件とし、落札件数を 1 業者 1 件とする。

- (1) A 級の土木一式工事(下水道工事含む。)
- (2) A 級の除雪支援策工事(※発注がある場合のみ。)
- (3) B 級の設計金額 1 千万円以上の土木一式工事(下水道工事含む。)
- (4) 上記以外で市が必要であると認めた工事

- ① 平成 27 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う案件より適用する。
- ② 同日に開札する工事で、先に開札した工事の落札者は「取りぬけ」とし、その後の入札案件で行った入札は「無効」とする。
- ③ 同日に開札する複数の同種工事に入札参加者がきわめて少数となることが予想される工事については、同日落札制限対象から除外することができるものとする。
- ④ 災害復旧工事及び共同企業体の対象工事は含まない。
- ⑤ 土木一式工事（下水道工事含む。）と除雪支援策工事の間では、「取りぬけ」は適用しない。ただし、B級の場合は、この限りではない。

3 継続実施期間

年間受注件数制限及び同日落札数制限については、1 年間、継続実施する。その後においては継続の結果を踏まえて検討を行うこととする。

2. 工事費内訳書調査の厳格化について

平成 27 年 1 月 30 日付けで市ホームページでも周知していますが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、建設業者には入札の際に入札金額の内訳書の提出、発注機関には提出された内訳書の調査が義務化されました。入札書と合わせて提出する内訳書は、適正な価格で入札を行う根拠資料として重要な書類です。内訳書は、入札書と同様に発注機関で「有効」と判断されなければ、その提出された入札書は「無効」となります。

すでに京丹後市では、すべての建設工事における入札において、内訳書の提出を求めています。が、平成 27 年 4 月 1 日以降に開札を行う入札案件から、次のとおり改正を行います。

1 内訳書の作成について

- (1) 内訳書の作成については、入札案件毎に必要なとする範囲を指定する。なお、内訳書の様式は「任意」とするが、作成を必要とする範囲に指定されている項目に一致させて作成すること。また、表紙には工事番号、工事名及び商号名を必ず記載すること。
- (2) 内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない額）は、入札書に記載する金額と必ず一致するように作成すること。
- (3) 上記により作成した内訳書に相違があった場合は、その者が提出した入札書は「無効」とする。

2 内訳書の調査対象について

- (1) 内訳書の調査は、落札候補者に対して重点的に行うものとする。

3 内訳書の再提出について

- (1) 内訳書は、提出後も入札書とは異なり、再度提出ができることとする。
- (2) 再提出は、事前に入札契約課へ申出を行い、入札契約課が指示する日時までに、紙による持参により提出すること。

3. 施工体制台帳の作成及び提出について

平成 27 年 3 月 12 日付けで市ホームページでも周知していますが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正により、公共工事における施工体制台帳の作成及び提出の範囲が、下請契約を締結するすべての場合に拡大されました。

また、建設業法施行規則の改正により、施工体制台帳の記載事項として外国人技能実習及び外国人建設就労者の従事状況が追加されることとなりました。

京丹後市においても、平成 27 年 4 月 1 日以降に入札公告及び通知を行う案件から、すべての公共工事の下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず施工体制台帳の作成及び提出を義務付けることとしますのでご注意ください。

4. 地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡の承諾を 1 年間延長します

地域の経済・雇用を支える中小・中堅建設業者が極めて厳しい状況に直面していることを受け、建設業の資金調達の円滑化に向け、京丹後市が発注した工事について、国土交通省の創設した「地域建設業経営強化融資制度」の利用が図れるよう、工事請負契約書に基づく請負代金額の債権譲渡の承諾について行ってきましたが、同制度を利用できる期間が延長となりましたので、京丹後市でも同制度が引き続き利用できるよう、債権譲渡の承諾について延長して行います。

1 制度の概要

工事の出来高部分	一般財団法人建設業振興基金の債務保証により債権譲渡先が行う転貸融資
工事の出来高を超える部分	保証事業会社の債務保証により金融機関の判断で直接行う融資（ただし、前払金保証契約を締結した工事が対象）

2 対象となる工事

京丹後市が発注した請負代金額が 130 万円を超える工事を対象とします（複数年度にわたる工事は、最終年度であって、かつ、年度内に終了が見込まれる場合又は債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末を迎え、かつ、残工期が 1 年未満の工事のみ対象）。

3 運用期限

平成 28 年 3 月 31 日まで